

【別紙1】

若者雇用促進法に基づく認定を受けた事業主の認定マーク・愛称募集要項

1 趣旨

青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）」（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づき、若者の採用及び育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する新たな制度が平成27年10月より施行されることとなっている。

認定を受けた事業主は、その旨を示す表示（以下「認定マーク」という。）を広告、商品などにつけることができるようになり、認定を受けた事業主であることを対外的に示すことができる。

今般、本法律の施行に向けて、認定マークのデザイン及び愛称を広く募集することとする。

2 募集内容

①若者雇用促進法に基づく認定を受けた事業主の認定マーク

②若者雇用促進法に基づく認定を受けた事業主を表す愛称

どちらも、若者が安心して前向きに働き続けられるような明るいイメージのある、分かりやすく親しみやすい作品とする。（①、②の同時応募、どちらかのみのお応募も可）なお、デザイン・愛称の簡単な解説（コメント）を付すこと。

3 応募締切

平成27年10月13日（火）必着

4 応募資格

特に制限はない。

5 応募方法

作品と作品の解説（コメント）、氏名（ふりがな）、年齢、職業（学校）、住所、電話番号を記入の上、以下の方法で応募すること（複数応募の場合、それぞれの作品に記入）。

1) 電子メールの場合

送付先アドレス jyakunen@mhlw.go.jp

- ・ 送付メールのタイトルは「認定マーク・愛称応募」とすること。
- ・ 電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式は、認定マークを応募する場合はJPEGまたはGIF形式、愛称を応募する場合はWord、一太郎またはPDF形式とし、ファイルの容量は2MB（メガバイト）以内とすること（合計の容量が2MB以内であれば、複数の作品を1つのメールでまとめて送付も可）。

2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 職業安定局派遣・有期労働対策部

企画課若年者雇用対策室 認定マーク・愛称事務局宛

- ・認定マークを応募する場合は、封書で送付すること。応募用紙1枚につき1作品を記入し、A4サイズ白色用紙を縦に使用し、作品は10cm×10cmの枠内に描くこと。
- ・愛称を応募する場合は、封書又ははがきでの応募とすること。封書の場合は、任意の応募用紙1枚につき1作品とする。はがきの場合は、はがき1枚につき1作品とし、複数応募する場合には、応募する作品に応じた枚数を送付すること。
- ・複数の作品を応募する場合や、認定マークと愛称の両方を封書で応募する場合は、1つの封筒でまとめて送付しても差し支えない。

6 応募作品

- ・応募作品数は、1人何点でも可とする。
- ・ご自身で作成した未発表の作品に限る。
- ・応募作品は返却しない。
- ・認定マーク・愛称の作成と応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・他の作品の模倣と認められる場合、類似と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す場合がある。

7 著作権など

- ・選定された作品の著作権（翻案権等（著作権法27条）及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同28条）を含む）など一切の権利は、厚生労働省に帰属する。
- ・選定された作品に関する著作権譲渡契約書及び著作権譲渡登録のために必要な書類に署名・捺印することに同意する。
- ・選定された作品に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。
- ・応募作品については、印刷などの際に若干の修正を行うことがある。

8 選定作品の発表

- ・認定マーク、愛称それぞれ1作品を選定する。
- ・採用された作品については、平成27年11月以降に応募者に連絡する。採用された方には、記念品を贈呈する。なお、賞金はない。
- ・選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定。

9 マークの使用基準

- ・マークを使用できる中小企業は、若者雇用促進法に基づく認定を受けた事業主に限る。

- ・マークは、商品、広告、書類等に使用することができる。
- ・マークの使用可能期間は、若者雇用促進法に基づく認定を受けている期間内とする。

10 マークの募集に関する問い合わせ先

厚生労働省職業安定局

派遣・有期労働対策部企画課 若年者雇用対策室

若年者就職援助第二係

電話番号 03-5253-1111（内線 5331）

若者雇用促進法に基づく「認定マーク」について

1. 認定マークとは

常時雇用する労働者が300人以下の事業主のうち、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況が一定基準を満たす場合は、若者雇用促進法第12条に基づき、厚生労働大臣から「認定」を受けることができる。そして、この「認定」を受けた事業主であることを明らかにするものが認定マークとなる。

※ 条番号は平成27年10月1日施行時のもの。

2. 認定マークのイメージ

認定を受けた事業主は、認定マークを、商品、広告等に付することができる(※)。この認定マークにより、当該事業主が、若者雇用促進法で定める認定基準(※)を満たした結果、認定を受けた優良企業であるということが対外的に明らかになるもの。

※ 認定表示を付することができる商品等や認定基準の要件については、今後省令で規定。

(参考2)

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）（抄）

※ 条番号は平成27年10月1日時点

（基準に適合する事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下のものに限る。）からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第十三条 前条の認定を受けた事業主（次条及び第十五条において「認定事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十四条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。